

特別養護老人ホーム 東光苑 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 由愛会 が運営する由利本荘市特別養護老人ホーム東光苑（以下「事業所」という。）において実施する介護老人福祉施設事業（以下「事業」という。）は、要介護状態となった場合においても、その入居者が可能な限りその施設において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、入居者的心身機能、生活機能の維持回復並びに入居者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 入居者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

- 2 事業の実施にあたっては、入居者の意思及び人格を尊重し、常に入居者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
- 3 当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為を行わないこととし、やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の入居者的心身の状況、緊急やむを得なかつた理由を記録するものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、入居者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 入居者が施設介護の利用後においても、利用前と同様のサービスを受けられるよう、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、入居者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めるものとする。

(事業の運営)

第3条 施設介護の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 由利本荘市特別養護老人ホーム 東光苑
- (2) 所在地 由利本荘市東由利蔵字蔵 83

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 施設長 (管理者) 1名
管理者は、事業所業務を統括し、従業者の管理及び指導を行う。
- (2) 医師 1名
医師は、入居者の診察及び保健衛生の管理指導を行う。
- (3) 生活相談員 1名
生活相談員は、入居者の入退所、生活相談及び援助の企画立案・実施に関する業務を行う。
- (4) 看護職員
看護師・准看護師 常勤換算で3名以上配置
看護職員は、入居者の病状及び心身の状況に応じ、看護及び介護業務を行う。
- (5) 介護職員
看護職員と合わせて常勤換算で22名以上配置
介護職員は、入居者の病状及び心身の状況に応じ、看護の補助及び介護業務を行う。
- (6) 管理栄養士または栄養士 1名以上
管理栄養士または栄養士は、入居者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。
- (7) 機能訓練指導員 1名以上
機能訓練指導員は、入居者の機能回復、機能維持に必要な訓練及び指導を行う。
- (8) 介護支援専門員 1名以上
介護支援専門員は、入所者等の施設サービス計画の立案、サービス全般の実施状況の把握、その他必要に応じて施設サービス計画の変更を行う。

(実施主体)

第6条 この事業の実施主体は、社会福祉法人 由愛会 とする。

(特別養護老人ホーム 東光苑 の利用定員)

第7条 事業所の利用定員は、50人とする。

(介護老人福祉施設サービスの内容)

第8条 介護老人福祉施設サービスの内容は、次のとおりとする。

- (1) 介護・・(食事介助、排泄介助、入浴介助 (特浴・一般浴)、清拭、体位変換、衣類の着脱介助、整容、清潔、口腔衛生の管理))
- (2) 食事・・(栄養管理、食事提供サービス)
- (3) 機能訓練・・(機能訓練指導、歩行訓練、体操)

- (4) 健康管理・・(嘱託医による観察、健康相談及び助言、主治医への連絡調整)
- (5) その他のサービス提供・・(各種行事、趣味・創作活動、その他必要な相談、助言)
- (6) 送迎・・(入退所時の送迎介助)

(利用料等)

第9条 介護老人福祉施設サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、介護老人福祉施設サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各入居者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定施設サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生労働省告示第21号）」によるものとする。

- 2 食事の提供に要する費用及び居住費については、重要事項説明書（別紙）に記載の料金より支払を受けるものとする。
- 3 居住費及び食費については、国が定める利用者負担段階（第1段階から第3段階まで）の軽減措置が適用された場合は、介護保険負担限度額認定証に示す金額を徴収する。
- 4 理美容代
- 5 日常生活において通常必要となるものに係る費用で、入居者が負担することが適当と認められるものの実費（保管外）について徴収する。
- 6 第2項及び第3項の費用について、介護保険法施行規則第83条の6〔第97の4〕の規定により、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者にあっては、当該認定証に記載されている負担限度額と第2項及び第3項に掲げる費用の額に基づいて実際に支払った額と比較して、どちらか低い方の額とする。なお、第3項について、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（厚生省告示第21号）により従来型個室の入所者が多床室に係る当該費用の額を算定する者にあっては、多床室の費用の額の支払いを受ける。
- 7 前5項の利用料等の支払いを受けたときは、入居者又その家族に対して利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
- 8 介護老人福祉施設サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明を行い同意を得る。
- 9 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様と行う。
- 10 法定代理受領サービスに該当しない介護老人福祉施設サービスに係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した介護老人福祉施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入居者又は家族に対して交付する。

(衛生管理等)

第10条 介護老人福祉施設サービスを提供する施設は、入居者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置

を講じるものとする。又医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。

- 2 介護老人福祉施設サービスを提供する施設は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の措置を講ずるものとする。
- (1) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果を職員に周知徹底する。
 - (2) 介護老人福祉施設サービスを提供する施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を年2回以上開催する。
 - (4) 職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための訓練を年2回以上実施する。
 - (5) (1)～(4)までに定めるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順(平成18年3月31日厚生労働省告示第268号)」に沿った対応を行う。

(サービス利用に当たっての留意事項)

- 第11条 居室、共用施設、敷地その他の利用に当たっては、本来の用途に従って、妥当かつ適切に利用するものとする。

(緊急時等における対応方法)

- 第12条 介護老人福祉施設の従業者は、介護老人福祉施設サービスの提供を行っているときに入居者に病状の急変その他必要な場合は、速やかに嘱託医または主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、施設長（管理者）に報告するものとする。
- 2 入居者に対する介護老人福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、県市、当該入居者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 入居者に対する介護老人福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

- 第13条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。
- 2 前項に定める訓練の実施に当たっては、地域消防署の協力のもと、地域住民との連携に努めるものとする。

(施設サービス計画書の作成等)

第14条 入居者の心身機能の状態に応じた当該サービスの介護計画を作成し、入所者、家族に説明を行うものとする。

2 施設サービス計画に記載されたサービスを実施し、継続的なサービスの管理、評価を行うものとする。

(サービスの提供記録の記載)

第15条 事業者は、介護サービスを提供した際には、介護保険法の定める規程により、利用者に代わって支払を受け取る保険給付の額、その他必要な記録を関係記録に記載し保存するものとする。

(苦情処理)

第16条 介護老人福祉施設サービスの提供に係る入居者または家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供した介護老人福祉施設サービスに関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
3 事業所は、提供した介護老人福祉施設サービスに係る入居者および家族等からの苦情に関して秋田県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、秋田県国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第17条 事業所は、入居者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た入居者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第18条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

一 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、從

業者に周知徹底を図ること。

- 二 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 三 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年2回以上）実施すること。
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（身体的拘束に関する事項）

第19条 事業所は、当該入居者又はその他入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束」という。）は行わない。やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- 2 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3ヶ月1回開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を年2回以上定期的に実施する。

（ハラスメント対策に関する事項）

第20条 施設は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境作りを目指すものとする。

- 2 入居者が職員に対して行う、暴言、暴力、嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止するものとする。

（事業継続計画に関する事）

第21条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、入居者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練をそれぞれ年2回以上実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他運営に関する留意事項）

第22条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり、設けるものと

する。

- (1) 採用時研修 採用後 1 カ月以内
 - (2) 繼続研修 年 1 回以上
 - (3) 認知症介護基礎研修 介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格の有さない者について研修を実施する。
- 2 事業所は、介護老人福祉施設サービスに関する記録を整備し、そのサービスを終了した日から最低 5 年間は保存するものとする。
- 3 従事者は年 1 回以上の健康診断を実施するものとする。
- 4 この規程に定めるもののほか、管理運営について必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。